鎌ケ谷市入札参加資格審査に係る市内業者及び準市内業者の認定基準

（趣旨）

第１条　この基準は、鎌ケ谷市競争入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「登録業者」という。）について、市の入札参加資格審査において市内業者及び準市内業者として認定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　市内業者　常時契約を締結する事務所として市内に本店又は本社（以下「本店等」という。）を有している業者で、以下の条件を満たす業者をいう。

ア　建設工事の登録業者については、本店等が建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定により、許可を受けた主たる営業所となっている業者

イ　建設工事以外の登録業者については、本店等を有している（商業登記上の本店所在地が市内であること）業者

（２）　準市内業者　常時契約を締結する事務所として、市内に支店、支社又は営業所等（以下「支店等」という。）を有している業者をいう。

（３）　常時契約を締結する事務所　契約の締結に係る一連の実態的な行為（契約の見積り、入札、契約締結、履行等）を行う事務所をいう。

（認定要件）

第３条　市内業者は、本店等において市との契約締結について完結できなければならない。

２　準市内業者は、支店等において市との契約締結について完結できなければならない。

３　前２項に定めるもののほか、市内業者及び準市内業者として認定するに当たり必要とする要件は、次に掲げる事項とする。

（１）　法令等による許可が必要な業務にあっては、その許可を有していること。この場合において、法令等による許可が営業所ごとに必要な場合は、営業所において許可を有していること。

（２）　市税の納税義務を果たしていること。

ア　法人にあっては、市内に本店等又は支店等を有し、いずれも市に納付すべき法人市民税を含む市税が発生し、かつ完納していること。

イ　個人にあっては、市に納付すべき市税が発生し、かつ完納していること。

（３）　事務所としての形態を整えていること。

ア　事務等を執り行える事務用什器（机、椅子等）や事務用機器（電話・ファクシミリ等の通信機器、複写機等）が具備されていること。

イ　看板や表札により事務所の所在が明確に表示されていること。

（４）　事務所には、営業活動を行い得る人的配置がなされており、かつ責任者が存在し、常駐していること。

ア　配置人員が市外の本店等又は支店等と兼務になっている場合、社員等の自宅又は住居で当該社員以外の事務員がいない場合等、不在の状況が頻繁となっている場合は、本店等又は支店等として認めない。

イ　建設工事の登録業者については、建設業法で定める専任の技術者が常駐していること。

（５）　常時連絡が取れる体制になっていること。

常時、不在転送電話の状態や、取次ぎをするための単なる連絡員を配置している等の場合は、本店等又は支店等として認めない。

（実態調査）

第４条　市長は、前条の認定要件を満たしているかどうかの確認をするため、必要に応じ、随時実態調査を行うものとする。

２　前項の実態調査は、入札参加資格審査申請時に本市に提出されている入札参加資格審査申請書等の関係書類に基づき、現場確認、書類確認等の方法で行うものとする。

３　第１項の実態調査に協力しない登録業者及び市の指導に従わない登録業者については、前条の認定要件を満たしていないものとみなす。

４　第１項の実態調査の結果、前条の認定要件を満たしていないことが明らかになった場合は、その認定の区分を変更し、又は市内業者若しくは準市内業者としての認定を取り消すことができる。

附　則

（施行期日）

１　この基準は、令和２年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　市内業者及び準市内業者の認定のために必要な準備行為は、この基準の施行日前においても行うことができる。